

漫遊行程を以て中小資本家から大資本家と壓制支配が成るものと
の一群を控へて盲目的反動的に多数従業員を虐殺の血腥の園に追かめんとする
動に絶対反対し争議団を支持して絶延戦はんとするものあり、而してこの動に反対
を壓迫せんとするものあり、是れかたし如何なる形に於て存せしむるかやうとも断言しては
せんとするものあり、

争議団の要求を即時承認せよ！ 我等は結束して是れを迫る、我等は決然
部に加入せしむれば全部への壓迫たることを知り、我等は結束した力と以て断言す、
争議行ふ事を宣言す、

一九二六年一月二日 日

日本労働組合評議會関東地方評議會

関東全労働組合、大阪労働組合、東京合同労働組合、
東京女子労働組合、東京小工労働組合

全日本産業青年同盟東京府支部

津野セメント争議団

15.215

686

寫

勞務第二九七二號

大正十五年十二月九日

警視總監 太田 政 次

内務大臣 濱口 雄 幸 殿
社會局長官 長岡 隆 一 郎 殿
京都 大阪 神奈川、各府縣知事 殿
兵庫 愛知 福岡

溝口メリヤス工場労働争議ニ関スル件

(第四報)

一、争議團ノ行動